

13.56MHz 誘導式読み書き通信設備

日本国内の製造者、輸入業者は型式指定を取得することができます。

弊社では誘導式読み書き通信設備の性能評価試験と総務大臣への型式指定の申請代行を行っております。

型式指定の申請

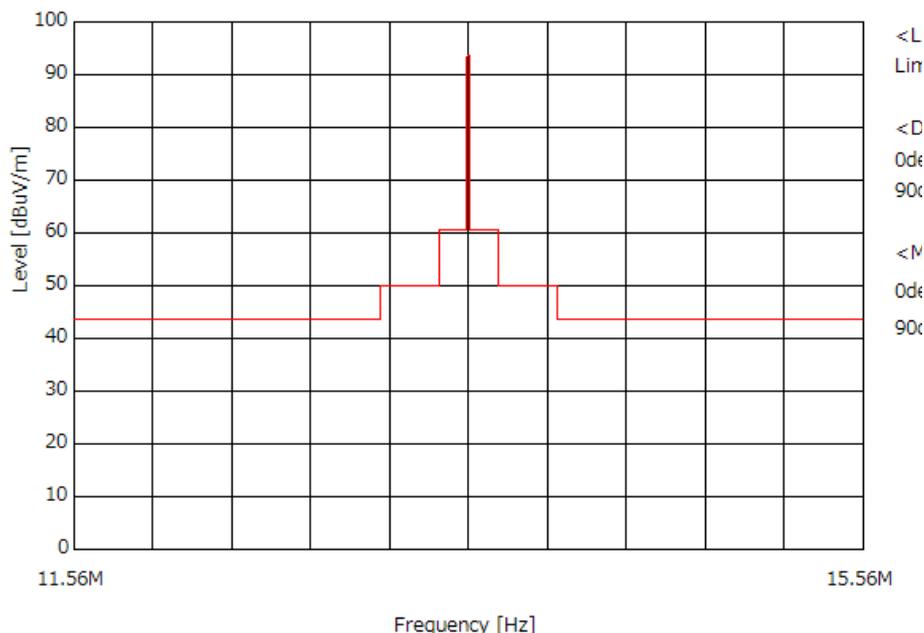
申請方法と提出先

- ・申請者は日本国内の製造業者又は輸入業者に限られ、申請者の本社の住所を統括する総合通信局に申請書を提出します。
- ・型式指定の申請書の様式は、総務省告示第 544 号(平成 14 年 9 月 19 日)に定められています。
- ・技術的条件が定められています。(施行規則第 46 条の 2)このため、試験機関等での技術試験に合格しなければなりません。

誘導式読み書き通信設備の技術基準（電波法施行規則第 46 条 2 項 5 号）

-以下の各号に適合していること-

1. 搬送波の周波数が 13.56 MHz であること。
2. 搬送波の周波数の許容値は、100 万分の 50 以内であること。
3. 漏えい電界強度が 10 m の距離において次に掲げる値以下であること。
 - 1) 13.553MHz 以上 13.567MHz 以下の周波数において毎メートル 47.544mV
 - 2) 13.41MHz 以上 13.553MHz 未満又は 13.567MHz を超え 13.71MHz 以下の周波数において 1.061mV/m
 - 3) 13.11MHz 以上 13.41MHz 未満又は 13.71MHz を超え 14.01MHz 以下の周波数において $316 \mu\text{V/m}$
 - 4) 1)から 3)までに掲げる周波数以外の周波数（高調波及び低調波に係るものを除く。）において $150 \mu\text{V/m}$



- 5) 高調波又は低調波による高周波出力は、 $50\mu\text{W}$ 以下であること。
4. 設備は、通常の使用状態において人体にばく露される6分間平均での電波の強度が、次に掲げる値を超えないよう措置されていること。
- (1)電界強度が 60.77 V/m
 - (2)磁界強度が 0.16 A/m
5. 設備の操作に伴って人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないこと。

型式指定の表示（電波法施行規則第46条の4）

指定を受けた製造業者等は当該高周波利用設備に施行規則別表第7号の表示をしなければならないと定められています。

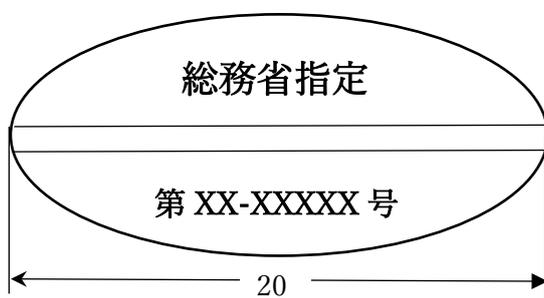


図1



図2

- ・形状は図1に示すものとし、大きさは長径が20mm以上とすること。ただし、図1による表示が困難なときは、形状は図2に示すものとし、大きさは長辺が5mm以上とすること。この場合、図2による表示と併せて「総務省指定」及び「型式指定番号」を記載すること。
- ・容易にき損しない材料で作成すること。
- ・適宜な色彩、容易に識別できる文字及び数字で表示すること。
- ・容易に脱落しない方法で、見やすい個所に表示すること。